報道発表資料 「こども・若者の声」を募集します

ページ番号：604882　2023年8月10日

問合せ先：こども青少年局 企画部 企画課（06-6208-8346）

令和5年8月10日　14時発表

大阪市では、令和5年4月施行のこども基本法に基づき、こども施策を実施するにあたり対象となるこども又は若者の意見を反映させるため、大阪市内在住のこどもや若者から、本市の「こども施策」について、思っていること、感じていることなど、さまざまな声を令和5年8月10日（木曜日）から募集します。

お寄せいただいた声は、本市ホームページ「『こども・若者の声』を募集します」に公表します。

1　応募対象

大阪市内在住の小学1年生から30代の方

2　応募期間

令和5年8月10日（木曜日）から随時募集

3　応募方法

（1）大阪市行政オンラインシステム

大阪市行政オンラインシステム から「『こども・若者の声』を募集します」を選択し、「お住まいの区」と「世代」を選択いただいき、ご意見を入力してください。

【二次元コード】

（2）メールによる方法

- kodomo-wakamono@city.osaka.lg.jpをクリックしてください。
- 件名に「お住まいの区」と、「小学生」、「中学生」、「高校生」、「大学生」、「その他」（左記以外の39歳以下の方）のいずれかの世代を記載してください。
- メール本文に、ご意見を入力してください。

4　公表の方法

お寄せいただいた声は、本市関係部署に共有し、今後の取組の参考にするとともに、内容に応じて、本市ホームページ「『こども・若者の声』を募集します」に公表します。

5 こども基本法について

こども基本法は、すべてのこどもや若者が将来にわたって、幸せな生活ができる社会を実現するための法律であり、こども施策の基本理念などをもとに、国や都道府県、市区町村など、社会全体でこどもや若者に関する取組「こども施策」を進めていくこととしています。

こども基本法第11条では、「こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と定められております。

こども基本法の詳細は、こども家庭庁のホームページ に掲載されているパンフレット、『こども基本法ってなに？やさしい版』 をご覧ください。

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.

「こども・若者の声」を募集します

ページ番号：604612 2023年8月10日

ホームページのヘッダーにある「ふりがな」をクリックいただくと、漢字とカタカナにふりがなが表示されます。
スマートフォンでは、右上のメニューをクリック、支援機能にある「ふりがな」をクリックいただくと、漢字とカタカナにふりがなが表示されます。

本市における取組について

大阪市に住んでいるこども・若者のみなさんへ
大阪市のこども施策について、思っていること、感じていることなどがあれば、声をきかせてください。
みなさんの声をきくため、オンラインシステムとメールアドレスをつくりました。
お気軽に声をおよせください。
この取組は、みなさんの声をきき、こども施策もっとよくするためのものです。
いただいた声はとりまとめて、市役所の中で共有し、ホームページで公表するなど、みなさんへフィードバックします。

（参考）こども施策とは

- 子育てをする人たちへのサポートをすること
  （例えば、働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置など）
- おとなになるまでの心や身体の成長をサポートすること
  （例えば、居場所づくり、いじめ対策など）

これらのように、こどもに関する取組などを「こども施策」といいます。

応募対象

大阪市内在住の小学1年生から30代の方

応募期間

随時募集中

応募方法

オンラインシステム

手続き名「『こども・若者の声』を募集します」 をクリックしてください。
お住まいの区と世代、カテゴリー（主訴）を選択し、声やご意見をお書きください。

メールアドレス

メールアドレスEmail:kodomo-wakamono@city.osaka.lg.jpをクリックしてください。

件名にお住まいの区と、

次のいずれかの世代

・小学生

・中学生

・高校生

・大学生

・その他（上記以外の39歳以下の方）

次のいずれかのカテゴリー（主訴）

・学校に関すること

・公園に関すること

・保育所、幼稚園に関すること

・子育てサービスに関すること

・公共施設に関すること

・その他

を書いていただき、メール本文に声や意見をお書きください。

フィードバックの方法

お寄せいただいた声やご意見については、内容に応じて、このホームページの中で公表します。

（参考）国の取り組みについて

こども基本法について

みなさんが自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、社会全体で支えていくことがとても重要です。こども基本法とは、こうした社会をめざしてこどもや若者に関する取組を進めていく上で基本になることを決めた法律です。

詳細はこちらこども基本法（こども家庭庁ウェブサイトへリンク）

こども基本法パンフレットやさしい版

こども基本法動画やさしい版『おしえて！こども基本法』

こども基本法第11条

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条　国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

なお、こどもの意見を反映させるために必要な措置については、国から例として、「こどもや若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取などこどもや若者から直接意見を聴く仕組みや場づくり。」が示されております。

「こども」と「こども施策」の定義について

（定義）

第二条　この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2　この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一　新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二　子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三　家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

「こども若者★いけんぷらす」

こども家庭庁が行う「こども若者★いけんぷらす」は、こどもや若者が様々な方法で自分の意見を表明し、社会に参加することができる、新しい取組です。この取組に参加して、こども・若者にかかわる様々なテーマについて広く意見を伝えてくれる「ぷらすメンバー」を大募集しています！
小学1年生から20代の方であれば、だれでも、いつでも登録（とうろく）できます。

詳細はこちら「こども若者★ぷらす」について（こども家庭庁ウェブサイトへリンク）

こども若者★いけんぷらすの概要

SNSリンクは別ウィンドウで開きます

このページに対してご意見をお聞かせください　入力欄を開く

このページの作成者・問合せ先

大阪市こども青少年局企画部企画課企画グループ
住所：〒530-8201　大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所2階）
電話：06-6208-8337 ファックス：06-6202-7020

メール送信フォーム

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.

閉じる | スマートフォン表示 | コントラストチェッカー